

平成20年度

事業計画書

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

# 平成20年度清須市社会福祉協議会事業計画

福祉のまちづくりを目指す イメージチャート 構 図

## 理 念

「私たち一人ひとりが安心して暮らせる  
福祉のまちづくり」の実現

## 平成 20 年度基本目標

- (1) 利用者（当事者）主体を生かし、安心して生活できる事業やしくみづくり
- (2) 支えあいのあるまちづくり
- (3) 福祉活動に参加できるための支援
- (4) 組織基盤の見直し及び強化
- (5) 健全な経営の推進
- (6) 災害時の要援護者支援体制の整備
- (7) 災害ボランティア支援本部設置・運営に対する支援体制の整備

# 平成20年度基本目標

## (1) 利用者（当事者）主体を生かし、安心して生活できる事業

### やすくみづくり

利用者（当事者）やその家族が抱える福祉課題を解消するための事業やすくみづくりを考えます。

また、他機関への紹介による支援、ボランティアの協力による支援、新たなサービスの創造による支援、これらを複合的に調整することによる支援を目指します。

#### 1) 情報提供

- ①ホームページの運営
- ②社協だより「てとて」の発行
- ③社協啓発資材の作成
- ④事業所ごとのパンフレット作成
- ⑤福祉情報（図書）コーナーの整備・拡充

#### 2) 相談窓口

- ①障がい者サポートセンター清須
- ②清須市地域包括支援センター
- ③ケアプランセンター清須
- ④法律相談事業

#### 3) サービス提供

- ①ヘルパーステーション清須
- ②デイサービスセンター清須、デイサービスセンター新川
- ③きよす障害者就労継続支援センター飛鳥・飛鳥東
- ④清須市地域活動支援センター
- ⑤福祉車輛貸出事業
- ⑥車いす貸出事業
- ⑦福祉機器展示
- ⑧地域福祉権利擁護利用料金助成事業
- ⑨貸付事業
- ⑩家族介護者交流事業

- ⑪おもちゃ図書館ひだまりの設置
- ⑫原子爆弾被爆者受診旅費等助成金交付事業
- ⑬清洲総合福祉センター内世代間交流ルームの整備

## (2) 支えあいのあるまちづくり

地域内でのサロン活動、食事会、福祉団体の活動を支援することによって、支えあいが生まれるまちづくりを目指します。

- 1) 福祉団体への活動支援
  - ①寿会連合会の支援
  - ②身体障害者福祉協会の支援
  - ③母子寡婦福祉協会の支援
  - ④遺族連合会の支援
  - ⑤手をつなぐ親の会の支援
  - ⑥傷痍軍人会の支援
  
- 2) 地域を拠点とした福祉活動への支援
  - ①ふれあい・いきいきサロン助成金交付事業
  - ②会食型昼食会助成金交付事業
  - ③地域福祉活動助成金交付事業
  - ④放課後活動支援事業の調査研究
  - ⑤社会福祉委員制度(仮称)の調査研究

## (3) 福祉活動に参加できるための支援

地域の福祉活動に参加したい人の相談に応じ、活動を紹介します。また、活動しやすい環境の整備を行います。

気軽に参加できるように情報提供ときっかけづくりを行います。清須市に住む人々の主体的活動を尊重し、側面的に支援します。

- 1) ボランティアセンター事業
  - ①ボランティアに関する相談
  - ②ボランティア養成講座の開催

- ③ボランティアセミナーの開催
- ④ボランティア連絡協議会への活動支援
- ⑤ボランティア活動支援（活動場所の提供、活動資機材の貸出等）
- ⑥ボランティア活動保険窓口

## 2) 福祉教育の推進

- ①福祉協力校事業
- ②福祉実践教室への支援
- ③総合学習への支援
- ④児童・生徒向け福祉学習パンフレットの作成

## 3) 啓発事業

- ①福祉公開セミナー
- ②障がい児（者）療育セミナー
- ③共同募金チャリティーコンサート

## (4) 組織基盤の見直し及び強化

改正介護保険法や障害者自立支援法の施行等社会福祉をとりまく情勢が変化している中、理事会や評議員会を中心に組織を強化し、利用者の利益が保護されるよう努めることが求められています。

### 1) 利用者の利益保護

- ①苦情解決制度の推進
- ②苦情の初期対応の強化
- ③事業所間の情報共有
- ④個人情報保護制度の推進

## (5) 健全な経営の推進

地域福祉活動推進など公的な性格の事業は、自主財源、補助金・委託金に依っていますが、その安定的な運営のためには、経営的努力が求められています。

- 1) 独自財源の確保について
  - ① 会員募集事業
  - ② 共同募金活動への協力
  - ③ センター利用料収入の調査研究
  - ④ 新たな事業収入の調査研究

## **(6) 災害時の要援護者支援体制の整備**

災害が発生した場合の災害時要援護者の支援にあたっては、清須市社協の福祉サービス利用者をその対象とし、優先順位を定め要援護者を支援する体制の整備に努めます。

- 1) 平常時の取り組みについて
  - ① 安否確認対象者名簿の整理
  - ② 地図の整備

## **(7) 災害ボランティア支援本部設置・運営に対する支援体制の**

### **整備**

大規模な災害が発生した場合、速やかに被災地の復興を進めていくため、被災者とボランティアの派遣を調整する災害ボランティア支援本部の設置は不可欠です。清須市社協として、災害ボランティア支援本部の設置・運営がスムーズにいくよう支援体制の整備に努めます。

- 1) 平常時の取り組みについて
  - ① 災害ボランティアコーディネーターの育成
  - ② 災害ボランティアコーディネーター連絡会の活動支援
  - ③ 防災意識の向上